

「美濃加茂市民の歯と口腔の健康づくり条例」の一部を改正する条例(案)

概要書

1. 条例改正の趣旨

- この条例は、生涯を通じた歯と口腔^{くわう}の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的に平成24年12月に制定し、制定から7年が経過しました。
- その間に、歯と口腔の健康づくりは、心身の健康や健康寿命の延伸に重要な役割を果たすということがより重要視されるようになり、生涯を通じた歯科口腔保健や歯科口腔医療の充実が求められるようになりました。
- また、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」において、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む旨が明記され、また、岐阜県の「岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」(平成22年4月に制定)が、令和元年7月に改正されました。
- そのため、条例制定時からの社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の歯科口腔保健・医療の充実を図り、生涯を通じた歯と口腔に関するさまざまな課題に対応するため、条例の見直しを行います。

2. 条例改正の内容

第1条(目的)

・歯と口腔の健康づくりは、心身の健康や、健康寿命の延伸に重要な役割を果たしていることから、生涯にわたる市民の健康に寄与することを目的とする旨を規定します。

第2条(定義)

・条例上の用語の定義を追加します。

定義を追加する用語: 歯科医療等従事者、かかりつけ歯科医、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、医療保険者、口腔ケア

第4条(市の責務)

・市は、市民、歯科医療等従事者及び各関係者の行う歯と口腔の健康づくりに関する取り組みが効果的に推進されるよう必要な対策を講じる責務を有する旨を規定します。

第5～第8条

・市民、歯科医療等業務従事者、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業者及び医療保険者の責務を追加または新たに規定し、行政(市)だけでなく、市全体で、歯・口腔の健康づくりに取り組んでいくことを規定します。

第9条(基本的施策の実施)

・歯と口腔の健康づくりは、生涯を通じた取り組みが必要という考え方から、妊娠期から、乳幼児期、学齢期、

成人期、高齢期までの、ライフステージごとの取組を整理して規定します。

・新たに高齢期の「オーラルフレイル」に関して取り組むこと、各取り組みにおいて、各関係者が連携を図ることを規定します。

・新たに課題となった「食育、喫煙及び生活習慣病との関連性に関する施策の推進」、「災害時における歯科医療保健体制の整備の推進」について、規定します。